

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
----	-----

訓令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	1

訓令

北海道訓令第6号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 年 月 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令
北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。
第2条第11号中「、局」の次に「、部内室」を加える。
第4条第1項中「知事政策部長」を「総合政策部長」に改め、「知事室長」の次に「、総合政策部の部次長及び局長にあっては知事室次長、農政部の部次長及び局長にあっては競馬事業室長」を加える。
第4条の2の見出しを「（総合政策部知事室長等の専決事項）」に改め、同条第2項中「知事室次長」の次に「及び競馬事業室長」を加える。
第5条中「事項」の次に「（農政部の部次長及び局長にあっては、競馬事業室長の職務に係るものを除く。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。
（農政部競馬事業室長の個別専決事項）
第5条の2 競馬事業室長は、その職務に係る別表第2に掲げる部次長及び局長専決事項を専決することができる。
別表第2中「（第5条関係）」を「（第5条、第5条の2関係）」に改め、同表の知事政策部知事室国際課の事項から企画振興部科学IT振興局情報政策課の事項までを次のように改める。

総合政	知事室	1	旅券法	(1) 第8条第1項の規定
-----	-----	---	-----	---------------

策部	国際課	（昭和26年法律第267号）の施行に関する事務	に基づき、一般旅券を交付すること。
計画推進局	1 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の施行に関する事務	<p>(1) 第12条第6項の規定に基づき、規制区域の指定が相当であることについて北海道土地利用審査会に確認を求めること。</p> <p>(2) 第12条第13項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、規制区域の指定の解除が相当であることについて北海道土地利用審査会の確認を受けること。</p> <p>(3) 第25条（第27条の5第4項、第27条の8第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第24条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告をさせること。</p> <p>(4) 第26条（第27条の5第4項及び第27条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第24条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、その旨及びその勧告の内容を公表すること。</p> <p>(5) 第32条の規定に基づ</p>	<p>(1) 第12条第5項（第27条の3第3項及び第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）並びに第27条の6第3項及び第4項（同条第5項において準用する場合を含む。））の規定に基づき、指定された区域及び期間等を市町村長に通知するとともに、当該事項を周知させるため必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 第12条第10項（第27条の3第3項及び第27条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、規制区域を含む周辺の地域における地価の動向、土地取引の状況等に関する調査を行うこと。</p> <p>(3) 第12条第14項（同条第15項において準用する場合を含む。）において準用する同条第5項の規定に基づき、規制区域の指定を解除した旨を市町村長に通知するとともに、その旨を周知させるため必要な措置を講ずること。</p>

		<p>き、第31条第1項の規定による勧告に係る遊休土地について地方公共団体等の買取りの協議者を定め、その者が買取りの協議を行う旨の勧告を受けた者に通知すること。</p> <p>(6) 国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第1項の規定に基づき、土地の利用状況、環境等が通常と認められる画地について不動産鑑定士の鑑定評価を求め、当該画地の標準価格の判定をすること。</p>				<p>年法律第64号)の施行に関する事務</p>	<p>る場合を含む。)の規定に基づき、山村振興計画の策定について、市町村からの協議を受け、同意すること。</p>	
	2 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)の施行に関する事務	(1) 第30条の規定に基づき、同条第6号の規定による不動産鑑定業者の登録を消除すること。			3 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)の施行に関する事務	(1) 第3条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、市町村の総合整備計画に関し、当該市町村に協力して講じようとする措置の計画を定め、総務大臣に提出すること。	(1) 第3条第1項後段(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、市町村の総合整備計画について、当該市町村からの協議を受けること。	
科学IT振興局情報政策課	1 通信に関する事務		(1) 庁内電話を設置し、又は移転すること。 (2) 加入電話を取得し、又は移転すること。		地域行政局市町村課	1 地方自治法の施行に関する事務	(1) 第9条の2第1項の規定に基づき、市町村の境界を決定すること。 (2) 第251条の2第2項の規定に基づき、当事者の申請により開始された調停において、調停申請の取下げの同意をすること。 (3) 第251条の2第4項の規定に基づき、自治紛争処理委員が調停案を当事者に示し、その受諾を勧告したときに調停に係る報告を受理すること。 (4) 第251条の2第5項の規定に基づき、調停の打切りに関することを自治紛争処理委員に同意すること。 (5) 第251条の2第7項の規定に基づき、当事者から提出された調停の受諾に係る文書を受	(1) 第284条第2項又は第3項の規定に基づき、一部事務組合(2以上の支庁の所管区域にわたるもの及び札幌市の区域に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は広域連合(2以上の支庁の所管区域にわたるもの及び札幌市の区域に係るものに限る。以下この項において同じ。)の設立を許可すること。 (2) 第286条第1項又は第291条の3第1項の規定に基づき、一部事務組合又は広域連合の組織団体の数の増減、事務の変更又は規約の変更を許可すること。 (3) 第291条の10第1項の規定に基づき、広域連合の解散を許可すること。
地域づくり支援局	1 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)の施行に関する事務	(1) 第7条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、北海道過疎地域自立促進都道府県計画を定め、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出すること。	(1) 第6条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、過疎地域自立促進市町村計画の策定について市町村からの協議を受けること。					
	2 山村振興法(昭和40		(1) 第8条第1項(同条第4項において準用す					

		<p>理すること。</p> <p>(6) 第251条の3第13項の規定に基づき、自治紛争処理委員が勧告した調停の受諾に係る文書を受理し、総務大臣に提出すること。</p> <p>(7) 第285条の2第1項の規定に基づき、市町村の一部事務組合又は広域連合を設けることを勧告すること。</p> <p>(8) 第296条の6第2項の規定に基づき、財産区の事務に関する紛争について裁決すること。</p> <p>(9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下この項において「施行令」という。)第1条の2第2項の規定に基づき、普通地方公共団体の設置(2以上の支庁の所管区域にわたるもの及び札幌市の区域に係るものに限る。)があった場合に、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間その職務を行う者を定めること。</p> <p>(10) 施行令第5条第1項の規定に基づき、普通地方公共団体の廃置分合があった場合(2以上の支庁の所管区域にわたり廃置分合があったとき及び札幌市の区域に係る廃置分合があったときに限る。)の事務の分界を決定し、及び事務を承継すべき普通地方公共団体を指</p>	<p>(4) 第298条第2項の規定に基づき、地方開発事業団(2以上の支庁の所管区域にわたるもの及び札幌市の区域に係るものに限る。以下この項において「事業団」という。)の設置、設置団体(事業団の設置者たる普通地方公共団体をいう。)の数の増減又は事業団の規約の変更を認可すること。</p>			<p>定すること。</p> <p>(11) 施行令第6条の規定に基づき、普通地方公共団体の境界変更(2以上の支庁の所管区域にわたるもの及び札幌市の区域に係るものに限る。)があった場合における事務の承継の決定を行うこと。</p>	
					<p>2 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 第144条の27第1項の規定に基づき、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に対し、業務執行の監督を行うこと。</p> <p>(2) 第144条の27第4項の規定に基づき、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務及び財産の状況を監査すること。</p>	
					<p>3 地方交付税法(昭和25年法律第211号)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 第18条の規定に基づき、市町村の交付税の額に関する審査の申立てを総務大臣に進達し、その結果を当該市町村に通知すること。</p> <p>(2) 第19条第7項及び第8項の規定に基づき、市町村の異議の申出を総務大臣に進達し、総務大臣の決定を当該市町村に通知すること。</p> <p>(3) 地方交付税法施行令(昭和33年政令第117号。以下この項において「施行令」という。)第2条第1号の規定に基づき、市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額並びに交付す</p>	<p>(1) 第17条の2の規定に基づき、市町村の基準財政収入額の算定に係る国税に関する書類の閲覧又は記録を請求すること。</p> <p>(2) 施行令第2条第3号の規定に基づき、交付時期ごとに交付すべき市町村の交付税の額を算定すること。</p> <p>(3) 施行令第2条第4号の規定に基づき、市町村に対し、交付税の全部又は一部を国に還付させること。</p>

		<p>べき交付税の額を算定すること。</p> <p>(4) 施行令第2条第5号の規定に基づき、市町村の基準財政需要額又は基準財政収入額に加算し、又はこれから減額すべき額を算定すること。</p> <p>(5) 施行令第2条第6号の規定に基づき、返還させるべき交付税の額を算定し、及びその返還方法について当該市町村の意見を聞くこと。</p>					<p>の価格等の決定通知後における固定資産の価格等の決定、修正又は配分等を行うこと。</p> <p>(7) 第422条の2の規定に基づき、固定資産の価格の修正に関し、市町村長に対し、勧告すること。</p>
	<p>4 地方税法の施行に関する事務</p>	<p>(1) 第8条第2項(第8条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、課税権の帰属等について決定すること。</p> <p>(2) 第388条第1項の規定に基づき、固定資産税に係る固定資産評価基準の細目に関する事項を求めること。</p>	<p>(1) 第321条の15第2項の規定に基づき、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法人税額の分割の基準となる従業員数を決定すること。</p> <p>(2) 第389条第1項の規定に基づき、知事が評価すべき固定資産の価格等を決定し、及びこれを配分すること。</p> <p>(3) 第389条第4項の規定に基づき、市町村長の申出に対し、固定資産の価格等の配分を調整すること。</p> <p>(4) 第389条第5項の規定に基づき、市町村の固定資産の価格等について調整すること。</p> <p>(5) 第401条の規定に基づき、固定資産の評価に関して市町村長に対し援助すること。</p> <p>(6) 第417条第2項の規定に基づき、固定資産</p>		<p>5 国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)の施行に関する事務</p> <p>6 自衛隊法(昭和29年法律第165号)の規定に基づく自衛官の募集に関する事務</p>	<p>(1) 国有資産等所在市町村交付金法施行令(昭和31年政令第107号)第4条の規定に基づき、市町村の廃置分合等があった場合の市町村交付金の交付を求める権利の承継について決定すること。</p>	<p>(1) 自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号。以下この項において「施行令」という。)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、方面総監と協議して自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置等を定めること。</p> <p>(2) 施行令第119条の規定に基づき、自衛官募集に関する広報宣伝を行うこと。</p>
<p>別表第2の環境生活部環境局環境保全課の事項第5項の課長専決事項の欄第5号中「給水人口が2万人以下である」を削り、同表の環境生活部環境局循環型社会推進課の事項に次の1項を加える。</p>							
<p>4 北海道循環型社会形成の推進に関する条例</p>		<p>(1) 第24条第1項の規定に基づき、道外産業廃棄物の搬入の事前の協議を受けること。</p>					

(平成20年北海道条例第90号)の施行に関する事務

- (2) 第24条第4項(第25条第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に基づき、協議の内容が第24条第4項各号のいずれにも適合することを確認し、その結果を通知すること。
- (3) 第24条第5項(第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、受託産業廃棄物処理業者等及び関係市町村長に協議を受けた内容及び第24条第4項の確認の結果を通知すること。
- (4) 第25条第1項の規定に基づき、協議の内容の変更に係る協議を受けること。
- (5) 第37条第1項の規定に基づき、特定施設設置等予定者に対し事業計画書の提出を求めること。
- (6) 第37条第2項の規定に基づき、特定施設設置等予定者に対し意見を述べること。
- (7) 第37条第3項の規定に基づき、特定施設設置等予定者の報告を受けること。
- (8) 第38条第2項の規定に基づき、周辺住民又は関係市町村長に助言を行うこと。
- (9) 北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則(平成21年北

- 海道規則第4号。以下この項において「規則」という。)第2条第3項第9号の規定に基づき、必要な書類を認定すること。
- (10) 規則第2条第5項第1号の規定に基づき、水銀又はその化合物を含む産業廃棄物を処理し、水銀を回収する施設で特殊な処理を行うものを定めること。
- (11) 規則第2条第5項第2号の規定に基づき、道外産業廃棄物の処分量の減量に関する計画の提出について定め、並びに同計画を受理し、及びその内容の妥当性を認めること。
- (12) 規則第7条第2項第4号の規定に基づき、必要な書類を認定すること。
- (13) 規則第7条第3項第3号の規定に基づき、天災その他の特別な事情によるやむを得ない一時的な保管を認定すること。

別表第2の保健福祉部保健医療局医療政策課の事項から保健福祉部保健医療局国民健康保険課の事項までを次のように改める。

施設運営指導課	1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)の施行に関する事務	(1) 第56条第2項の規定に基づき、社会福祉人に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。 (2) 第56条第3項の規定に基づき、社会福祉人に対し、業務の全部	(1) 第62条第2項の規定に基づき、授産施設(生活保護法に定めるものを除く。)の設置を許可すること。 (2) 第63条第2項の規定に基づき、第62条第2項の規定による許可を
---------	-------------------------------	---	--

		<p>若しくは一部の停止を命じ、又は役員了解職を勧告すること。</p> <p>(3) 第56条第4項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を命ずること。</p> <p>(4) 第57条の規定に基づき、第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人に対し、その事業の停止を命ずること。</p> <p>(5) 第121条の規定に基づき、共同募金会の解散を命ずること。</p>	<p>受けた者が行う同条第1項第4号、第5号及び第7号並びに同条第3項第1号、第4号及び第5号に掲げる事項の変更を許可すること。</p>					<p>前の医療法第56条第3項の規定に基づき、解散した医療法人の財産で処分されないものを他の医療事業を行う者に帰属させることを認可すること。</p> <p>(3) 第44条第3項の規定に基づき、医療法人の名称、事務所の所在地又は理事の任命の方法を定めること。</p> <p>(4) 第46条の4第5項の規定に基づき、医療法人の仮理事を選任すること。</p>	
<p>保健医療局医療政策業務課</p>	<p>1 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務</p>	<p>(1) 第4条第1項の規定に基づき、地域医療支援病院と称することを承認すること。</p>	<p>(1) 第35条の規定に基づき、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、建物、設備器械及び器具を当該公的医療機関に勤務しない医師若しくは歯科医師の診療若しくは研究のために利用させ、実地修練を行わせるのに必要な条件を整備し、若しくは医療計画に定められた救急医療等確保事業に係る医療の確保に関し必要な措置を講ずることを命じ、又は公的医療機関の開設者に対してその運営に関し必要な指示をすること。</p> <p>(2) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第2条の規定による改正</p>			<p>2 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務</p>		<p>(1) 第12条第1項の規定に基づき、医薬品等（薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品を除く。次号から第6号までにおいて同じ。）の製造販売業の許可をすること。</p> <p>(2) 第13条第1項の規定に基づき、医薬品等の製造業の許可をすること。</p> <p>(3) 第13条第6項の規定に基づき、医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可をすること。</p> <p>(4) 第14条第1項の規定に基づき、医薬品等の製造販売の承認をすること。</p> <p>(5) 第14条第6項の規定</p>	

に基づき、医薬品等の適合性調査をすること。

(6) 第14条第9項の規定に基づき、医薬品等の製造販売の承認事項の一部変更の承認をすること。

(7) 第17条第4項において準用する第7条第3項ただし書の規定に基づき、医薬品の製造の管理の兼務を許可すること。

(8) 第24条第1項の規定に基づき、医薬品の販売業（第30条第1項に規定する配置販売業に限る。）の許可をすること（保健所が設置されている市に限る。）。

(9) 第30条第1項の規定に基づき、品目を指定すること（保健所が設置されている市に限る。）。

(10) 第40条の2第1項の規定に基づき、医療機器の修理業の許可をすること。

(11) 第40条の2第5項の規定に基づき、医療機器の修理区分の変更又は追加の許可をすること。

(12) 第70条第1項の規定に基づき、医薬品等を業務上取り扱う者に対する医薬品等の廃棄等の措置を命ずること。

(13) 第70条第2項の規定に基づき、同条第1項による命令を受けた者がその命令に従わない

とき等に、職員に医薬品等を廃棄させ、若しくは回収させ、又は処分させること。

(14) 第71条の規定に基づき、医薬品等の製造販売業者又は医療機器の修理業者に対し、検査を受けることを命ずること。

(15) 第72条第1項の規定に基づき、医薬品等の製造販売業者に対し、その品質管理又は製造販売後安全管理の方法の改善を命じ、又は業務の停止を命ずること。

(16) 第72条第2項の規定に基づき、医薬品等の製造販売業者又は輸出入の医薬品等の製造業者に対し、その製造管理若しくは品質管理の方法の改善を命じ、又は業務の停止を命ずること。

(17) 第72条第3項の規定に基づき、医薬品等の製造業者又は医療機器の修理業者に対し、構造設備の改善を命じ、又は使用を禁止すること。

(18) 第72条第4項の規定に基づき、薬局開設者、医薬品の販売業者又は医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対し、構造設備の改善を命じ、又は使用を禁止すること。

(19) 第72条の2の規定に基づき、薬剤師の増員

		<p>を命ずること。</p> <p>(20) 第80条第1項の規定に基づき、輸出用の医薬品等の適合性調査をすること。</p> <p>(21) 薬事法施行令第61条の規定に基づき、薬事監視員に対し、検定に合格した医薬品又は医療機器を収めた容器又は被包に検定合格証紙で封を施させること。</p>		<p>4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の施行に関する事務</p>		<p>(1) 第133条第2項の規定に基づき、後期高齢者医療広域連合からの協議を受けること。</p>
<p>3 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の施行に関する事務</p>		<p>(1) 第27条第2項（第86条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項の議決を認可すること。</p> <p>(2) 第32条第2項（第86条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第1項第1号又は第2号に掲げる理由による解散を認可すること。</p> <p>(3) 第89条第1項の規定に基づき、診療報酬審査委員会が診療報酬請求書の審査のために必要な権限を行使することを承認すること。</p> <p>(4) 国民健康保険法施行法（昭和33年法律第193号）第3条第2項の規定に基づき、医療機関のない離島その他国民健康保険を行うことが著しく困難である区域内に住所を有する者を被保険者としなことを承認すること。</p>		<p>5 らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）の施行に関する事務</p>		<p>(1) らい予防法の廃止に関する法律第6条に規定する援護に関する政令（平成8年政令第94号。以下この項において「政令」という。）第2条第2項、第5項から第7項まで及び第13項の規定に基づき、援護の決定又はその変更、停止若しくは廃止を決定すること。</p> <p>(2) 政令第3条の規定に基づき、援護に要した費用の全部又は一部の徴収を決定すること。</p>
				<p>6 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の施行に関する事務</p>		<p>(1) 第2条第2項の規定に基づき、被爆者健康手帳を交付すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域に係るものに限る。）。</p> <p>(2) 第7条の規定に基づき、被爆者に対し、健康診断を行うこと（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域に係るものに限る。）。</p> <p>(3) 第19条第1項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を指定すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域に係るものに限る。）。</p>

		る。))。 (4) 第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第31条及び第32条の規定に基づき、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当及び葬祭料を支給すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域に係るものに限る。))。				を保管させること。 (6) 第58条の12第1項の規定に基づき、措置入院者を退院させること。 (7) 第58条の16第2項の規定に基づき、麻薬中毒者医療施設の管理者に対し、診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めること。
7 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)の施行に関する事務		(1) 第3条第1項の規定に基づき、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許を与えること。 (2) 第50条第1項の規定に基づき、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を与えること。 (3) 第58条の6第1項及び第4項の規定に基づき、麻薬中毒者又はその疑いがある者を精神保健指定医に診察させること。 (4) 第58条の8第1項、第3項及び第6項の規定に基づき、受診者を入院させて医療を行い、入院継続に関する審査を求め、措置入院者を退院させ、又は入院期間を延長すること。 (5) 第58条の11の規定に基づき、所属職員をして措置入院者の所持品		8 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)の施行に関する事務		(1) 第3条第1項の規定に基づき、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定をすること。 (2) 第30条の2の規定に基づき、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定をすること。
				9 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の施行に関する事務		(1) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下この項において「施行令」という。)第11条第1号、第16条第1号、第22条第1号及び第28条第1号口の規定に基づき、特定毒物使用者の指定をすること。 (2) 施行令第13条第1号口及びチ、第18条第1号口及びニからへまで並びに第24条第1号口及びニからへまでの規定に基づき、特定毒物実施指導員の指定をすること。
				保健医療局地域医師確保推	1 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第	(1) 第8条の規定に基づき、准看護師の免許を与えること。 (2) 保健師助産師看護師

進室	203号)の施行に関する事務		法施行令(昭和28年政令第386号)第20条において準用する同令第16条の規定に基づき、准看護師養成所の指定を取り消すこと(同令第20条において準用する同令第17条の規定に基づき、設置者から申請があった場合に限る。)		法(昭和23年法律第68号)の施行に関する事務	に係るものを除く。)の規定に基づき、疾病のまん延予防上必要があると認めるとき、臨時の予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示すること。	に基づき、地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市に定期的予防接種を指示すること。
	2 北海道巡回診療条例(昭和25年北海道条例第53号)の施行に関する事務		(1) 北海道巡回診療条例施行規則(昭和36年北海道規則第97号)第2条の規定に基づき、巡回診療の実施計画を定めること。		3 調理師法(昭和33年法律第147号)の施行に関する事務		(1) 第3条第1項の規定に基づき、調理師の免許を与えること(札幌市及び小樽市の区域に係るものに限る。)
保健医療局健康安全室	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の施行に関する事務	(1) 第10条の規定に基づき、感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定め、又は変更し、公表すること。 (2) 第33条の規定に基づき、交通を制限し、又は遮断すること。 (3) 第36条第3項の規定に基づき、掲示すること。 (4) 第38条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣と協議すること。 (5) 第43条第2項の規定に基づき、感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めること。	(1) 第15条第6項の規定に基づき、厚生労働大臣に協力を求めること。 (2) 第38条第5項及び第6項の規定に基づき、感染症指定医療機関を指導すること。 (3) 第40条第2項及び第3項の規定に基づき、感染症指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、並びに診療報酬の額を決定し、支払うこと。 (4) 第42条第1項の規定に基づき、療養費(結核に係るものに限る。)の額の決定をすること。 (5) 第51条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣に通報すること。		4 栄養士法(昭和22年法律第245号)の施行に関する事務		(1) 第2条第1項の規定に基づき、栄養士の免許を与えること。
	2 予防接種	(1) 第6条第1項(結核	(1) 第3条第1項の規定		5 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)の施行に関する事務		(1) 第14条の2第1項及び第3項の規定に基づき、共済規程及びその変更又は廃止を認可すること。 (2) 第14条の10第1項の規定に基づき、組合協約又はその変更を認可すること。 (3) 第14条の10第3項において準用する第11条の規定に基づき、組合協約の変更を命じ、又は認可を取り消すこと。 (4) 第14条の12第1項の規定に基づき、組合協約の締結に関しあっせん又は調停を行うこと。 (5) 第28条第3項の規定に基づき、組合の定款の変更を認可すること。 (6) 第42条の規定に基づ

		き、組合員による総会の招集を承認すること。 (7) 第50条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。			号)の施行に関する事務		ることができる獣畜の種類及び1日当たり頭数を制限すること。 (2) 第8条の規定に基づき、と畜場の管理者(と畜場の管理者がいらないと畜場にあつては、と畜場の設置者)に対し、衛生管理責任者の解任を命ずること。 (3) 第10条第2項において準用する第8条の規定に基づき、と畜業者等に対し、作業衛生責任者の解任を命ずること。 (4) 第12条第1項の規定に基づき、と畜場使用料又はとさつ解体料の額及びその変更を許可すること。 (5) と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)第4条第2号の規定に基づき、と畜場以外の場所できつすることが地域を指定すること。
6	クリーニング業法(昭和25年法律第207号)の施行に関する事務	(1) 第6条の規定に基づき、クリーニング師の免許を与えること。 (2) 第8条の2第1項の規定に基づき、研修を指定すること。 (3) 第8条の3の規定に基づき、講習を指定すること。					
7	理容師法(昭和22年法律第234号)の施行に関する事務	(1) 第11条の4第2項の規定に基づき、講習会を指定すること。					
8	美容師法(昭和32年法律第163号)の施行に関する事務	(1) 第12条の3第2項の規定に基づき、講習会を指定すること。					
9	食品衛生法(昭和22年法律第233号)の施行に関する事務	(1) 第24条第1項の規定に基づき、監視指導の実施に関する計画を定めること。 (2) 第59条第1項の規定に基づき、食品、添加物、器具、容器若しくは包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死体を解剖に付すること。			11 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)の施行に関する事務		(1) 第6条第1項の規定に基づき、食鳥処理場の構造又は設備の変更を許可すること。 (2) 第13条の規定に基づき、食鳥処理業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
10	と畜場法(昭和28年法律第114	(1) 第5条第2項の規定に基づき、と畜場において通例として処理す			12 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の		(1) 公衆浴場法施行条例(昭和24年北海道条例第3号。以下この項において「条例」とい

<p>施行に関する事務</p>		<p>う。) 第2条の2第1項ただし書の規定に基づき、公衆浴場の設置の場所について、住民の健康の保持及び保健衛生上特に必要があると認めること。 (2) 条例第2条の3第3号の規定に基づき、温泉を加温しないで使用する公衆浴場を認めること。</p>					<p>許可をすること。 (6) 第11条第2項において準用する第6条第1項の規定に基づき、法人の合併又は分割による増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継を承認すること。 (7) 第11条第2項において準用する第7条第1項の規定に基づき、相続による増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継を承認すること。</p>											
<p>13 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)の施行に関する事務</p>		<p>(1) 第7条第2項ただし書の規定に基づき、牛の特定部位の焼却義務の免除を許可すること。</p>																
<p>14 温泉法(昭和23年法律第125号)の施行に関する事務</p>		<p>(1) 第3条第1項の規定に基づき、土地の掘削を許可すること。 (2) 第6条第1項の規定に基づき、法人の合併又は分割による土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継を承認すること。 (3) 第7条第1項の規定に基づき、相続による土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継を承認すること。 (4) 第7条の2第1項の規定に基づき、掘削のための施設の位置等又は掘削の方法の変更を許可すること。 (5) 第11条第1項の規定に基づき、温泉の増掘又は温泉の動力装置の</p>		<p>別表第2の保健福祉部福祉局福祉援護課の事項第12項の部次長及び局長専決事項の欄第1号中「生活保護法の」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の」に改め、同表の保健福祉部福祉局指導監査課の事項を削り、同表の保健福祉部福祉局障害者保健福祉課の事項の局室課の欄中「福祉局障害者保健福祉課」を「福祉局障がい者保健福祉課」に改め、同表の保健福祉部子ども未来推進局の事項第1項の課長専決事項の欄第6号及び第7号を削り、同表の経済部商工局商工金融課の事項第1項の課長専決事項の欄第3号中「第97条第2項」を「第96条第5項」に改め、同表中</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1153 949 1254 1149">農政部</td> <td data-bbox="1254 949 1344 1149">食の安全推進局食品政策課</td> <td data-bbox="1344 949 1500 1149">1 肥料取締法(昭和25年法律第127号)の施行に関する事務</td> <td data-bbox="1500 949 1769 1149"></td> <td data-bbox="1769 949 2049 1149">(1) 第19条第2項の規定に基づき、事故肥料の譲渡を許可すること。</td> </tr> </table>	農政部	食の安全推進局食品政策課	1 肥料取締法(昭和25年法律第127号)の施行に関する事務		(1) 第19条第2項の規定に基づき、事故肥料の譲渡を許可すること。	<p>を</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1153 1236 1254 1428">農政部</td> <td data-bbox="1254 1236 1344 1428">競馬事業室</td> <td data-bbox="1344 1236 1500 1428">1 北海道地方競馬実施条例施行規則(昭和52年北海道規則第64号)</td> <td data-bbox="1500 1236 1769 1428">(1) 第21条第1項の規定に基づき、競馬番組を作成し、及び発表すること。 (2) 第22条第1項の規定に基づき、第21条第2</td> <td data-bbox="1769 1236 2049 1428">(1) 第3条第6号の規定に基づき、きゅう務員を認定すること。</td> </tr> </table>	農政部	競馬事業室	1 北海道地方競馬実施条例施行規則(昭和52年北海道規則第64号)	(1) 第21条第1項の規定に基づき、競馬番組を作成し、及び発表すること。 (2) 第22条第1項の規定に基づき、第21条第2	(1) 第3条第6号の規定に基づき、きゅう務員を認定すること。		
農政部	食の安全推進局食品政策課	1 肥料取締法(昭和25年法律第127号)の施行に関する事務		(1) 第19条第2項の規定に基づき、事故肥料の譲渡を許可すること。														
農政部	競馬事業室	1 北海道地方競馬実施条例施行規則(昭和52年北海道規則第64号)	(1) 第21条第1項の規定に基づき、競馬番組を作成し、及び発表すること。 (2) 第22条第1項の規定に基づき、第21条第2	(1) 第3条第6号の規定に基づき、きゅう務員を認定すること。														

<p>の施行に関する事務</p>	<p>項第2号及び第4号から第10号までに掲げる事項を変更すること。</p> <p>(3) 第25条第2項の規定に基づき、出走申込書を受理すること。</p> <p>(4) 第25条第4項の規定に基づき、同条第1項の出走の申込みをした者に対し、必要な書類の提出を求めること。</p> <p>(5) 第25条第5項の規定に基づき、同条第1項の出走の申込みに係る馬の出走の申込み又は出走を拒否すること。</p> <p>(6) 第25条第6項の規定に基づき、同条第1項の出走の申込みに係る馬の出走の申込み又は出走を拒否すること。</p> <p>(7) 第26条第2項の規定に基づき、調教師の届出書を受理すること。</p> <p>(8) 第27条第2項の規定に基づき、騎乗申込書を受理すること。</p> <p>(9) 第27条第4項の規定に基づき、同条第1項の騎乗申込みに係る騎手の騎乗の申込み又は騎乗を拒否すること。</p> <p>(10) 第28条の規定に基づき、馬検査を行うこと及び馬検査の結果を発表すること。</p> <p>(11) 第29条の規定に基づき、競走に出走することを拒否すること。</p> <p>(12) 第32条第4項の規定に基づき、医師又は獣医師として適当と認めること。</p>	<p>(13) 第50条の規定に基づき、騎手服、帽子、保護ベスト及び番号ゼッケンを定めること。</p> <p>(14) 第58条第3項の規定に基づき、写真機を定めること。</p> <p>(15) 第64条第1項の規定に基づき、検査を行うこと。</p> <p>(16) 第64条第4項の規定に基づき、検体番号を付すこと。</p> <p>(17) 第65条第1項の規定に基づき、理化学検査を研究所に委託し、検体を研究所に送付すること。</p> <p>(18) 第65条第2項の規定に基づき、研究所に対し、同条各号に掲げる事項を遵守するよう求めること。</p> <p>(19) 第65条の3第1項の規定に基づき、失格とすること。</p> <p>(20) 第65条の3第2項の規定に基づき、着順を変更すること。</p> <p>(21) 第66条第1項の規定に基づき、期日を指定し、賞金等を受領すること。</p> <p>(22) 第66条第2項の規定に基づき、賞金等の取扱いについて別に定めること。</p> <p>(23) 第71条第1項又は第2項の規定に基づき、出走の申込み又は出走を拒否すること。</p> <p>(24) 第72条第1項又は第2項の規定に基づき、</p>
------------------	--	--

		<p>出走の申込み若しくは出走又は騎手の騎乗の申込み若しくは騎乗を拒否すること。</p> <p>(25) 第73条の規定に基づき、出走の申込み又は出走を拒否すること。</p> <p>(26) 第74条第8項の規定に基づき、処分すること。</p> <p>(27) 第83条第2項の規定に基づき、払戻金交付所を指定すること。</p> <p>(28) 第84条第2項の規定に基づき、競馬場外の勝馬投票券販売所及び払戻金交付所の場所を定めること。</p> <p>(29) 第85条第1項の規定に基づき、同条第4号から第10号まで及び第12号に掲げる者を指定し、認め、及び許可すること。</p> <p>(30) 第86条の規定に基づき、記章又は通行証を交付すること。</p> <p>(31) 第91条第2項又は第3項の規定に基づき、書面を受理すること。</p> <p>(32) 第98条の規定に基づき、報告を受理すること。</p> <p>(33) 第99条第2項の規定に基づき、届出を受理すること。</p> <p>(34) 第100条の規定に基づき、馬の飼養又は調教を補助する者を認めること。</p> <p>(35) 第102条の規定に基づき、報告を受理する</p>			<p>こと。</p> <p>2 北海道地方競馬事故補償規則（昭和33年北海道規則第78号）の施行に関する事務</p> <p>3 北海道地方競馬きゅう舎等管理規則（昭和49年北海道規則第28号）の施行に関する事務</p>	<p>(1) 第7条の規定に基づき、事故調書を受理すること。</p> <p>(2) 第8条の規定に基づき、申請書を受理すること。</p> <p>(3) 第9条第1項の規定に基づき、補償金の交付を決定すること。</p> <p>(4) 第9条第2項の規定に基づき、決定の内容を通知すること。</p> <p>(1) 第3条第1項の規定に基づき、使用を許可するきゅう舎の馬房の数の限度を定めること。</p> <p>(2) 第4条第1項の規定に基づき、申請書の提出期限を定め、及び申請書を受理すること。</p> <p>(3) 第4条第2項の規定に基づき、きゅう舎等の使用を許可すること。</p> <p>(4) 第5条第1項の規定に基づき、きゅう舎等使用許可書を交付すること</p> <p>(5) 第5条第2項の規定に基づき、使用を開始する日を指定し、及び承認すること。</p> <p>(6) 第6条第1項の規定に基づき、居住者入（退）居届を受理すること。</p> <p>(7) 第6条第2項の規定に基づき、調査し、指示し、又は書類の提出を求めること。</p> <p>(8) 第7条第1項第5号の規定に基づき、証明書を指定すること。</p>	
--	--	--	--	--	---	--	--

- (9) 第7条第2項の規定に基づき、競走馬入(退)きゅう届を受理すること。
- (10) 第7条第3項の規定に基づき、検査を行うこと。
- (11) 第8条第1項の規定に基づき、入きゅうを拒否し、又は退きゅうさせるべき旨を命ずること。
- (12) 第8条第2項の規定に基づき、退きゅうさせるべき旨を命ずること。
- (13) 第9条の規定に基づき、きゅう舎等の使用の許可を取り消すこと。
- (14) 第10条の規定に基づき、きゅう舎等を明け渡す期限を指定すること。
- (15) 第11条第1項の規定に基づき、きゅう舎等の明渡しの猶予の申請を受理すること。
- (16) 第11条第2項の規定に基づき、明け渡すべき日を指定し、及び承認すること。
- (17) 第13条第1項の規定に基づき、きゅう舎等の修繕等を承認すること。
- (18) 第13条第3項の規定に基づき、きゅう舎等を現状に回復させること。
- (19) 第14条第1項の規定に基づき、きゅう舎等の滅失等の状況に係る届出を受理すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (20) 第17条第1項の規定に基づき、構内を警備し、出入者を監視し、立ち入りを拒絶すること。 (21) 第17条第2項の規定に基づき、きゅう舎等への立ち入りの必要性を認めること。 (22) 第18条第1項の規定に基づき、居住証明書を交付すること。 (23) 第19条の規定に基づき、馬又は使用者及び居住者の異常等に係る届出を受理すること。 	
食の安全推進局食品政策課	1 肥料取締法(昭和25年法律第127号)の施行に関する事務		(1) 第19条第2項の規定に基づき、事故肥料の譲渡を許可すること。

に改め、同表の農政部農業経営局農業経営課の事項第2項中「農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)」に、「農林漁業金融公庫の」を「株式会社日本政策金融公庫の」に改め、同表の水産林務部林務局林業木材課の事項中第2項を削り、第3項を第2項とし、同表の建設部住宅局建築指導課の事項中第3項を削り、第4項を第3項とする。

別表第4の支庁の本庁企画振興部の分掌事項中「本庁企画振興部」を「本庁総合政策部」に改め、同事項第3項を次のように改める。

- 3 統計法(平成19年法律第53号)の施行に関する事務
- (1) 統計法施行令(平成20年政令第334号)第4条第1項の規定に基づき、統計調査員(支庁を経由して行う統計調査に係るものに限る。)を設置すること。
 - (2) 統計調査を行うための交付金(支庁を経由して行う統計調査に係るものに限る。)の交付に関する事務を行うこと。

別表第4の支庁の本庁企画振興部の分掌事項第4項を削り、同事項第5項中第12号を第18号とし、第11号を第17号とし、第10号を第16号とし、第9号の次に次の6号を加える。

- (10) 第296条の5第2項の規定に基づき、財産区の財産又は公の施設の全部又は一部の

処分又は廃止に同意すること。

- (11) 第296条の5第5項の規定に基づき、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収することに同意すること。
- (12) 第296条の6第1項の規定に基づき、財産区の事務の処理について、当該財産区のある市町村若しくは特別区の長に報告若しくは資料の提出を求め、又は監査すること。
- (13) 第298条第2項の規定に基づき、地方開発事業団（2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。以下この項において「事業団」という。）の設置、設置団体の数の増減又は事業団の規約の変更を認可すること。
- (14) 第298条第3項の規定に基づき、事業団の規約の変更の届出を受理すること。
- (15) 第317条第2項の規定に基づき、事業団の解散の届出を受理すること。

別表第4の支庁の本庁企画振興部の分掌事項第5項に次の1号を加える。

- (19) 施行令第219条第2項の規定に基づき、財産区の財産の処分に関する計画に同意すること。

別表第4の支庁の本庁企画振興部の分掌事項中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の施行に関する事務

- (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第22条第1項の規定に基づき、財政再生計画の変更に同意すること。

別表第4の支庁の本庁企画振興部の分掌事項第8項を次のように改める。

8 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関する事務

- (1) 第10条第2項の規定に基づき、土地開発公社の設立を認可すること。
- (2) 第14条第2項の規定に基づき、土地開発公社の定款の変更を認可すること。
- (3) 第19条第2項の規定に基づき、土地開発公社に対し、その業務及び資産の状況に関する報告を求め、又は職員に、土地開発公社の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させること。
- (4) 第19条第5項の規定に基づき、土地開発公社に対し必要な措置を講ずべきことを求めること。
- (5) 第22条第1項の規定に基づき、土地開発公社の解散を認可すること。

別表第4の支庁の本庁企画振興部の分掌事項中第9項を削り、第10項を第9項とし、同表の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第8項第21号及び第25号中「第7条の2第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項第63号中「特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等報告書」を「産業廃棄物の処理実績報告書」に改め、同項第64号中「第20条第2項及び第3項」を「第20条第2項」に、「産業廃棄物等の処理実績報告書」を「特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等報告書」に改め、同項に次の2号を加える。

(65) 規則第20条第3項の規定に基づき、産業廃棄物等の処分実績報告書を受領すること。

(66) 規則第20条第4項の規定に基づき、一般廃棄物の処理実績報告書を受領すること。
別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第10項第8号中「第5条」を「第6条」に改め、同事項中第27項を第28項とし、第14項から第26項までを1項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の1項を加える。

14 北海道循環型社会形成の推進に関する条例の施行に関する事務

- (1) 第30条第1項の規定に基づき、職員に、道外排出事業者等又は受託産業廃棄物処理業者等の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いがある物を無償で取去させること。
- (2) 第31条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の保管に係る届出を受理すること。
- (3) 第31条第2項の規定に基づき、産業廃棄物の保管に係る変更の届出又は廃止の届出を受理すること。
- (4) 第32条第3項の規定に基づき、産業廃棄物の不適正な処分の状況及び講じた措置の概要に係る報告を受領すること。
- (5) 第33条第4項の規定に基づき、産業廃棄物の不適正な処理に係る通報を受領すること。
- (6) 第34条の規定に基づき、事業者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めること。
- (7) 第35条第1項の規定に基づき、職員に、事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いがある物を無償で取去させること。
- (8) 附則第3項の規定に基づき、産業廃棄物の保管に係る届出を受領すること。
- (9) 附則第4項の規定に基づき、産業廃棄物の保管に係る届出を受領すること。

別表第4の支庁の本庁経済部の分掌事項第5項第4号中「第8条第3項」を「第8条第2項」に改め、同事項第6項第4号中「第32条の6第3項」を「第32条の6第2項」に改め、同事項第7項第29号中「第82条第2項」を「第41条第2項」に改め、同項第30号中「第86条」を「第44条の2第4項」に、「検査証」を「保安検査証」に改め、同事項中第21項を第22項とし、第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、第18項の次に次の1項を加える。

19 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（平成20年北海道規則第66号）（第6条から第8条まで、第10条及び第11条の規定を除く。）の実施に関する事務を行うこと。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項から第14項までを1項ずつ繰り上げ、第15項を削り、第16項を第14項とし、第17項から第34項までを2項ずつ繰り上げ、第35項を削り、第36項を第33項とし、第37項から第40項までを3項ずつ繰り上げ、同表の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第2項第1号中ソからニまでをタからヌまでとし、セを削り、ケからスまでをサからソまでとし、同号ク中「さんま漁業」を

「さんま棒受け網漁業」に改め、同号中クをケとし、ケの次に次のように加える。

コ さんま流し網漁業（許可申請者が道外に住所を有するものを除く。）

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第2項第1号中アからキまでをイからクまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア たこ漁業

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第2項第3号及び第4号中「第1号アからニまで」を「第1号アからヌまで」に改め、同項第5号中「第1号エ」を「第1号オ」に、「第1号コ」を「第1号シ」に、「第1号タ」を「第1号チ」に改め、同事項中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第18項までを1項ずつ繰り上げ、第19項を削り、第20項を第18項とし、第21項から第23項までを2項ずつ繰り上げ、同事項第24項第2号中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同項を同事項第22項とし、同事項中第25項を第23項とし、第26項から第34項までを2項ずつ繰り上げ、同表の支庁の本庁建設部の分掌事項第7項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 第23条の6の規定に基づき、設計等の業務に関する報告書を受理すること。

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項第7項中第11号を第10号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(16) 建築士法施行細則（昭和25年北海道規則第257号）第21条の2第1項の規定に基づき、建築士事務所の登録を受けていることを証する書面を交付すること。

別表第4の競馬事務所の事項を削り、同表の保健福祉事務所の事項第10項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第7号までを削り、第8号を第2号とし、第9号から第13号までを6号ずつ繰り上げ、同項第14号中「介護支援専門員」の次に「（道外に居住する者を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項中同号を第8号とし、第15号から第17号までを6号ずつ繰り上げ、第18号から第62号までを削り、第63号を第12号とし、第64号から第74号までを51号ずつ繰り上げ、同事項第11項第1号中「（居宅サービス事業（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護に係るものに限る。）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護予防サービス事業（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護に係るものに限る。）に係るものに限る。）」を削り、同項第2号中「（前号の居宅サービス事業、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護予防サービス事業に係るものに限る。）」を削り、同項第5号中「（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護を行うものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、同項第57号中「指定介護予防サービス事業者」を「指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設」

に改め、同号を同項第81号とし、同項第56号を同項第79号とし、同号の次に次の1号を加える。

(80) 第115条の29第5項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して処分をした旨を市町村長に通知すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項中第55号を第77号とし、同号の次に次の1号を加える。

(78) 第115条の18の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定等の届出を受理すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項中第54号を第76号とし、第51号から第53号までを22号ずつ繰り下げ、同項第50号中「対し、」の次に「基準を遵守すべきことを」を加え、同項中同号を第72号とし、第18号から第49号までを22号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の22号を加える。

(18) 第78条の2第2項の規定に基づき、市町村長から指定地域密着型サービス事業者の指定をしようとする旨の届出を受けること。

(19) 第78条の2第3項の規定に基づき、市町村長に対し必要な助言又は勧告をすること。

(20) 第78条の10の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定等の届出を受けること。

(21) 第79条の2第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定を更新すること。

(22) 第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定内容の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受けること。

(23) 第83条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類等进行检查させること。

(24) 第83条の2第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。

(25) 第83条の2第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(26) 第83条の2第3項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(27) 第83条の2第5項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者が適正な事業の運営をしていない旨の市町村からの通知を受理すること。

(28) 第84条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

(29) 第86条第3項（第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、

関係市町村長に通知し、意見を求めること。

- (30) 第86条の2第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定を更新すること。
- (31) 第89条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者の住所等の変更に係る届出を受けること。
- (32) 第90条第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類等を検査させること。
- (33) 第91条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定辞退の届出を受けること。
- (34) 第91条の2第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。
- (35) 第91条の2第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (36) 第91条の2第3項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (37) 第91条の2第5項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設が適正な運営をしていない旨の市町村からの通知を受理すること。
- (38) 第92条第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (39) 第92条第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設が処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第15項第16号中「の開始」を「又は小規模住宅型児童養護事業（以下この項において「児童自立生活援助事業等」という。）の開始」に改め、同項第18号から第20号までの規定中「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業等」に改め、同項中第42号を第48号とし、第21号から第41号までを6号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の6号を加える。

- (21) 第34条の11第1項の規定に基づき、一時預かり事業の開始の届出を受理すること。
- (22) 第34条の11第2項の規定に基づき、届出事項の変更の届出を受理すること。
- (23) 第34条の11第3項の規定に基づき、一時預かり事業の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (24) 第34条の13第1項の規定に基づき、一時預かり事業を行う者に対して、報告を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (25) 第34条の13第3項の規定に基づき、一時預かり事業を行う者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- (26) 第34条の13第4項の規定に基づき、一時預かり事業を行う者に対し、その事業の制

限又は停止を命ずること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第17項中「（平成17年法律第123号）」を削り、「関する事務」の次に「（札幌市の区域に係るものを除く。）」を加え、同項第30号及び第31号を削り、同表の土木現業所の事項第25項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 第23条の6の規定に基づき、設計等の業務に関する報告書を受理すること。

別表第4の土木現業所の事項第25項中第11号を第10号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

- (16) 建築士法施行細則第21条の2第1項の規定に基づき、建築士事務所の登録を受けていることを証する書面を交付すること。

別表第5第1項第2号中「本庁企画振興部」を「本庁総合政策部」に改め、「地方財政再建促進特別措置法」を削り、同表第2項第2号中「企画振興部の項」を「総合政策部の項」に改める。

別表第6の知事政策部知事室長の決裁事項の項中「知事政策部知事室長」を「総合政策部知事室長」に改め、同表の知事室次長の決裁事項の項の次に次の1項を加える。

農政部競馬事業室 参事 競馬事業室長の指定する
長が決裁事項 主幹

別表第6の中央乳児院長の決裁事項の項を削り、同表の向陽学院長の決裁事項の項及び大沼学園長の決裁事項の項中「庶務課長」を「自立支援課長」に改め、同表の競馬事務所の決裁事項の項を削る。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の環境生活部環境局循環型社会推進課の事項に1項を加える改正規定（同事項第4項第12号及び第13号に係る部分に限る。）及び別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項中第27項を第28項とし、第14項から第26項までを1項ずつ繰り下げ、第13項の次に1項を加える改正規定（同事項第14項第1号及び第8号に係る部分に限る。）
平成21年6月1日
- (2) 別表第2の環境生活部環境局循環型社会推進課の事項に1項を加える改正規定（同事項第4項第5号から第8号までに係る部分に限る。）及び別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項中第27項を第28項とし、第14項から第26項までを1項ずつ繰り下げ、第13項の次に1項を加える改正規定（同事項第14項第2号から第7号まで及び第9号に係る部分に限る。） 平成21年7月1日